## 一般財団法人林業経済研究所委員会等規程

平成 14 年 6 月 19 日制定 平成 18 年 6 月 15 日改正 平成 25 年 5 月 28 日改正 平成 26 年 4 月 1 日改正 平成 27 年 9 月 24 日改正

## 第1章 委員会

- 第1条 『林業経済』誌に掲載する論文等を審査・編集するため、編集委員会 を常置する。
- 2 編集委員会は、論文等の受付・審査及び受理を行う。なお、論文等の審査 は、編集委員会が定める『林業経済』掲載規定に基づいて行うものとする。
- 第2条 研究奨励事業を遂行するため、研究奨励委員会を常置する。
- 2 研究奨励委員会は、奨励事業の実施方針を検討するとともに、研究奨励事業に応募した申請の中から、研究奨励委員会が定める一般財団法人林業経済研究所研究奨励事業実施要領に基づいて、奨励対象者を選定する。
- 第3条 一般財団法人林業経済研究所(以下「林業経済研究所」という。)が 行う事業を企画するため、企画委員会を常置する。
- 第4条 林業経済研究所が行う調査研究事業の推進方針を検討し当該事業を統括するため、調査研究企画委員会を常置する。
- 第5条 上記の各委員長は、理事会の承認を得て理事長が理事の中から委嘱する。
- 第6条 上記の委員会委員は、当該委員長が指名し運営会議の承認を得て理事 長が委嘱する。
- 第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第8条 委員に欠員ができた場合は補充する。欠員を補充するために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第2章 運営会議

第9条 林業経済研究所が行う事業を統括するため、運営会議を常置する。

第10条 運営会議は、理事長、所長、編集委員会委員長、研究奨励委員会委員 長、企画委員会委員長、調査研究企画委員会委員長、その他理事長が必要と認 めた者で構成し、理事長が主宰する。

## 第3章 補則

第11条 本規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

附則 この規程の変更は、平成18年6月15日から施行する。

この規程の変更は、平成25年5月28日から施行する。

この規程の変更は、平成26年4月 1日から施行する。

この規程の変更は、平成27年9月24日から施行する。